

年金共済事業細則

(総 則)

第1条 年金共済事業規程(以下「規程」という)に定める事項、その他労連共済本部の行う年金共済事業の執行に必要な事項は、この細則で定める。

(共済金等の受取人の遺族の範囲および順位)

第2条 年金共済契約に基づく共済金等の受取人の遺族の範囲および順位は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 契約者の配偶者(届出をしないが、契約者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含むものとする)
 - (2) 子・父母・孫・祖父母および兄弟姉妹で、契約者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 子・父母・孫・祖父母および兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が共済金等を受ける順位は、前項各号の順位により、第(2)号および第(3)号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位による。
この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 同順位の共済金受取人が2人以上いるときは、その人数によって等分して支払う。
- 4 第1項の場合において、同順位の共済金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定め、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとする。
- 5 前項において、代表者が定まらないときは、労連共済本部が共済金受取人の1人に対してなした行為は、他の共済金受取人に対しても効力を有するものとする。

(掛金の払込期日)

第3条 規程第10条2項にいう労連共済本部の指定する期日とは、各月の末日とする。

(掛金の清算)

第4条 規程第47条に定める契約の積立金算定のための保険料に充当されない掛金が払い込まれていた場合は、これを清算するものとする。

(失踪、生死不明の共済金の支払い)

- 第5条 被共済者の生死が不明の場合でも、労連共済本部および生命保険会社の双方において、被共済者が死亡したと認めたときは、共済金等を支払うことができるものとする。
- 2 年金共済事業規程の第31条第1項に定める継続受取人が、2人以上の同順位者の場合で、その中の一部に行方不明者がいる場合には、前項取扱いに準じ、その者を除いた継続受取人に対し共済金等を支払うことができるものとする。

(据置期間中の変更に関する取り扱い)

- 第6条 契約者は年金原資の据置期間中に規程第25条に定める据置期間を変更する場合、据置期間の終了する前にあらかじめ書面をもって申し出るものとする。
- 2 契約者は、据置期間中の途中で据置を満了し年金受取を希望する場合は、あらかじめ書面をもって申し出るものとする。

(年金支払開始年齢の計算)

第7条 規程第24条でいう年齢は、規程第26条第2項に定める年金支払開始日における満年齢で計算し、1年に満たない端数月については、切り捨てるものとする。

(共済金の支払請求必要書類)

第8条 受取人は、年金共済契約にもとづく共済金等の支払請求をする場合には、共済金等の種類により、書類を提出しなければならない。

2 受取人は、前項の書類のほか、労連共済本部が特に必要と認めた書類を提出しなければならない。

(終身年金および夫婦連生年金支払保証期間経過後の必要書類の提出期日)

第9条 規程第39条にいう労連共済本部の指定する期日とは、規程第26条2項に定める年金支払開始日に対応する日の属する月の末日とする。

(夫婦連生年金の配偶者の年齢範囲)

第10条 規程第27条(4)において定める特定配偶者の年齢は、契約者の年齢を基準にして上下10年の範囲とする。

(組合員資格に関する取り扱い)

第11条 規程第3条に定める契約者の範囲において、電通共済生協の職域組織の組合員資格については、総合共済への加入を条件とする。

2 契約者が、規程第3条に定める組合員資格を喪失する場合は、全部解約または年金受取の手続きを行わなければならない。なお、組合脱退の場合は、全部解約の手続きを行わなければならない。

3 前項において、次の各号の場合はこの限りではない。

(1) 管理職への任用または人事等により非組合員となる場合

(2) 退職後の継続雇用または再就職等により、引き続き、現在の組合員資格を有する場合

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

付 則

この細則は、1982年12月1日から施行する。

この細則は、1984年12月1日から一部改正施行する。

この細則は、1986年12月1日から一部改正施行する。

この細則は、1989年12月1日から一部改正施行する。

この細則は、1993年12月1日から一部改正施行する。

この細則は、1995年12月1日から一部改正施行する。

この細則は、2002年1月1日から一部改正施行する。

この細則は、2011年7月21日から一部改正施行する。

この細則は、2019年8月1日から一部改正施行する。

この細則は、2021年2月1日から一部改正施行する。

この規程は、2024年7月12日から一部改正施行する。